

仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和元年6月27日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

相原和裕, 安保英勇, 今津綾子, 大山邦土, 木村裕子, 窪木稔, 佐藤万里子, 村主幸子, 高田修, 高橋由佳, 等々力健, 丸山水穂, 米倉正子(50音順, 敬称略)

(2) 説明者

森田次席家裁調査官, 石黒主任家裁調査官, 田尻主任書記官

(3) 事務局

川井事務局長, 阿部総務課課長補佐, 新堀総務課庶務係長

4 議事

(1) 本日のテーマである「少年事件における再非行防止に向けた教育的措置について」について, 家庭裁判所から説明した。

(2) 意見交換概要

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日

令和元年11月28日(木)午後1時30分

(2) テーマ

未定(おって決定する。)

(別紙)

意見交換概要

(以下、●は委員、○は説明者の発言とする。)

- ：教育的措置は、全ての少年に対して行うのか。
- ：少年との面接自体が教育的措置になっているという点では、全ての少年に対して行っていると言えるが、特定のプログラムを受けさせるかどうかは、少年と面接をした上で、どのような働きかけによれば再非行のリスクを減らせるかどうかを検討した上で、決めている。
- ：教育的措置を行った少年については再非行に関する統計はあるのか。
- ：仙台家裁として、統計は取っていない。
- ：社会福祉施設でのボランティア活動、切手整理活動、被害を考える会は、それぞれの程度の期間を予定しているのか。
- ：ボランティア活動は3日間程度を予定している。被害を考える会と切手整理活動は、どちらも半日間程度のプログラムである。切手整理活動は、切手整理の時間は1時間程度で、講義等を含めると半日間程度になる。
- ：再犯防止を図っていく上で一番重要なことは、なぜその罪を犯したのかを考える前に、調査でその少年の言い分をどの程度聞いているのか、どの程度まで踏み込んで事情などを把握しているのかということだと思う。実際には、家裁としてどのような調査をしているのか。
- ：少年からは、非行を犯した日の出来事や人間関係、少年が当時感じていたことなどを丹念に確認しながら、その少年がその場にいる感覚が分かるくらいまで聞いている。少年の言い分として、詳しく事情を聞きながらも、客観的にずれているときは、その点を問題提起をしながら話を聞いている。また、事実関係を把握するだけでなく、少年が自分の課題等に向き合っている気づくことができるように、客観的な視点であればどう見えるかを問いかけながら面接をしている。
- ：試験観察において、社会の中で更生する機会を設ける側面を強化していると聞いているが、受け入れ先としての社会資源はどの程度あるのか。受け入れ先は多いほうが望ましいと考える。
- ：身柄付き補導委託の受け入れ先としては、5、6か所ある。
- ：発達障害の少年が事件を起こす割合は増えているのか。その少年たちに対する特別なプログラムがあるのか。
- ：統計としては取っていないが、以前よりも、発達障害の診断または支援学級を利用した経歴を有する少年が増えている印象である。事件が増えているというより、発達障害が社会的に認知され、診断等がされている少年が増えているのだと思う。プログラムについては、例えば、衝動性が高い少年には怒りのコントロールをするプログラムを考えて個別に対応するようなことはある。ただし、発達障害のある全ての少年に活用できる固定のプログラムを持っているわけではなく、既存のプログラムの中で活用できるものを実施しているのが実情である。
- ：調査について、具体的なプロセスを教えてください。

- ：調査方針について、裁判官の命令の下、管理職を含めて数名でチームとして検討している。対応が難しい事案の場合等は、複数の調査官が担当することもある。
- ：社会福祉施設でのボランティア活動には、調査官も帯同するのか。
- ：少年に帯同して、施設で一緒に活動することもある。調査官が帯同することで、少年の新たな面が分かることもある。
- ：調査官の人数は足りているのか。
- ：現在の事件数に対しては、対応できているという認識である。ただし、係属する事件数の多寡にもよるので、一概には言えない。
- ：教育的措置を含めた調査事務を行っていくに当たって、調査官が外部の専門家によるスーパーバイズを受ける態勢にあるのか。
- ：係属中の事案については、守秘義務があることから、裁判所外の専門家から指導を受けることは行っていない。一方、終局した事案について、守秘義務に抵触しないように事案を加工等した上で、研修の一環として講師から指導を受けることはある。調査官には若手からベテランまでおり、また、調査官ごとに得意とする分野があるので、チームとして精度が高い調査を行うことができるよう、チームで検討をしたり、共同で調査に当たる等の態勢がとられている。
- ：事例には関与せず、調査官をスーパーバイズする外部の専門家の指導があると、調査官として、スキルアップできるのではないかと考える。
- ：教育的措置として、過去に少年事件を起こして更生した少年が同じ立場にあった者として自身の体験を話す機会はあるのか。
- ：現在、教育的措置として、そのような更生した少年が自身の体験を話す機会は設けていない。
- ：家裁で事件が終局した後に、少年をサポートする者として、保護司以外にその役割を担う者はいるのか。
- ：警察や発達支援センターといった継続した指導が可能な機関があることを少年や保護者にアドバイスをすることもある。調査官としては、家裁で終局決定をした後の少年の指導や支援のために、関係機関との連携を意識しながら、調査を進めている。また、少年院送致後も、裁判官及び調査官が在院中の少年の動向を確認するため、少年と面談をしたり、少年院の教官と話すこともある。
- ：教育的措置における少年の保護者への働きかけには、民間の団体との連携や協力を得るという方策を取ることが望ましいと考える。
- ：子供の貧困の問題等においては、それをサポートする様々な民間の団体が増えている。これらの団体と地域で少年を支援することも必要ではないか。保護司の高齢化も進んでおり、保護司だけでなく、民間の団体の力を得ることもこれからの社会には必要ではないか。
- ：家裁が関与する期間だけでなく、その後も少年をフォローする協力体制を構築することも大切だと考える。
- ：調査官が用いる教育的措置のプログラムは全国共通のものか。
- ：被害を考える会は、全国的にも取り入れられている。その他は地域性もある。清掃活動を行っている地域もある。

- ：切手整理活動は、学校でも行えるのではないか。それほど成果は上がるものなのか。
- ：親子が切手整理という共同作業をしながら、コミュニケーションを持つ機会を家裁が設定することに意義があると考えている。
- ：反社会的な態度や親子関係の希薄さを処遇ターゲットとする場合に切手整理活動を行うことや、自尊心の低さや自己中心的性格を処遇ターゲットとする場合に施設でボランティア活動を行うことは、少年の課題を改善させる方法としては、迂遠のように思われる。どの程度の効果が得られるかを検証することが必要である。教育的措置の充実という点では、民間の団体の講師を活用する方法も考えられる。
- ：発達障害が背景にある場合には、教育的措置として、より多様なプログラムがあったほうが良い。外部の講師を招いて、調査官がソーシャルスキルトレーニングの知識を得て、新たなプログラムを策定することも考えられる。基本的には、自尊感情が低い少年たちが多く、第三者に関与してもらい、社会的に自尊感情を高める仕組みを作ることが効果的である。家裁としては、関与できる期間が限られているので、どこまでサポートできるのかは難しい問題である。

以上